

(2) また、指針第二の一の3の(3)において「看護職員の半数以上が看護師であること。」としているところであるが、この趣旨は「研修支援者」の不在時においてもフィリピン人看護師候補者に適切な支援が行われることを確保する趣旨であり、「研修支援者」の不在時に「研修支援者」に相当する看護師が支援に当たることができる場合には、この要件を満たすものとして差し支えないこと。

6 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」について
指針第二の一の5に関し、フィリピン人看護師候補者が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける」かどうかは、フィリピン人看護師候補者を受け入れる病院において、当該フィリピン人と同様の職務に従事する日本人職員と比較すること。

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」について

指針第二の二の3(1)中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、次のいずれかと同等の体制であることをいう。

① 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第5条第14号イに掲げる実習指導者の要件を満たす者を研修責任者としておいている同号イに規定する介護実習施設等であって、その人員の配置について介護保険法（平成9年法律第123号）その他の関係法令に基づく基準を満たすものであること

② 同号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第42号）第12条から第14条までに掲げる者を含む。）を研修責任者として置いている同号ロに掲げる介護実習施設等であること

2 配置基準の取扱いについて

指針第二の二の3の(2)に関し、フィリピン人介護福祉士候補者は、介護福祉士資格を取得するまでの間は、受入れ施設で就労しながら国家試験の受験に向けた研修を受けることとされており、受入れ施設においては適切な研修体制の確保を図ることが必要であるが、一方で、研修体制を確保しても、当該施設の入所者に対するサービス提供に影響を及ぼさないことが必要であることから、フィリピン人介護福祉士候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者を除いても法令上必要な介護職員を確保しなければ

ならないこととしている。

3 「介護福祉士の資格を有する職員」について

指針第二の二の3(3)については、フィリピン人介護福祉士候補者を受け入れた後に、職員の退職等により、一時的に当該受入れ施設の介護福祉士の割合が常勤の介護職員の4割未満になる可能性もある。こうした施設での受入れ施設の要件の適用については、一時的に4割を下回ることがあっても、新たな職員を募集しているといった配慮すべき事情があれば、要件を満たしているものとみなす等弾力的に対応できるものとする。

4 「介護研修計画」について

(1) 介護研修計画の策定について

指針第二の二の4(1)中の「介護研修計画」については、研修が効率的に行えるよう、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等に配慮し策定するとともに、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とする。

(2) 介護研修プログラムの策定について

受入れ施設においては、介護研修計画に基づき、より実践的な研修を実施するため、一定期間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「介護研修プログラム」を策定することが望ましい。

5 「研修責任者」「研修支援者」について

指針第二の二の4(2)中の「研修責任者」は介護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修支援者」はフィリピン人介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいう。

「研修支援者」は上記の支援の分野ごとに複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置する。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできる。

6 「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について

指針第二の二の4(3)中の「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第14号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者及び社会福

社士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令第14条に掲げる者を含む。

- 7 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」について
指針第二の二の5に関し、フィリピン人介護福祉士候補者が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける」かどうかは、フィリピン人介護福祉士候補者を受け入れる介護施設において、当該フィリピン人と同様の職務に従事する日本人介護職員と比較する。
- 8 「その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設」について
指針別表第二の五中の「その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設」とは、次の施設をいうものであること。
- (1) 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設
 - (2) 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和63年5月25日付け厚生省社第298号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設
 - (3) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設

四 介護福祉士の資格取得を目的とした就学等

- 1 「適切な教育の体制が整備されていること」について
指針第二の三の3(2)に関し、「適切な教育の体制」とは以下の要件を全て満たすものであること。
- (1) フィリピン人介護福祉士候補者の就学を総括する責任者、日本語学習を支援する担当者及び生活面の支援を行う担当者について、候補者数に応じた適当な人員を配置すること
 - (2) 日本語学習の進捗状況を定期的に確認するとともに、進捗状況に応じた指導・助言等を行うこと
 - (3) 卒業時に適切な就職支援を行う体制が採られていること
- 2 介護福祉士養成施設に就学するフィリピン人介護福祉士候補者の就労について

指針第二の三に関し、介護福祉士養成施設に就学するフィリピン人介護福祉士候補者が介護施設等で就労しようとする場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）で定める資格外活動の許可を受けなければならない。なお、資格外活動の許可は、入管法第十九条第二項の規定に基づき、介護福祉士の資格取得を目的とする活動の遂行を阻害しない等の相当の理由が認められるときに許可される。

- 3 日本語の語学研修を免除されたフィリピン人介護福祉士候補者について
日本語の語学研修を免除されたフィリピン人介護福祉士候補者は、受入れ施設で行われる養成課程の開始の時期に合わせて入国する。

第三 国家資格取得後の就労等

一 共通事項

1 事業団によるあっせん

- (1) フィリピン人看護師及び介護福祉士の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、就労コースにより国家資格を取得したフィリピン人看護師及び介護福祉士は、就労する施設を変更する場合には、できるだけ事業団が紹介した受入れ機関が設立する施設で就労することが望ましい。また、国家資格を取得したフィリピン人看護師及び介護福祉士を雇用することを希望する受入れ機関は、事業団による紹介を経由して、当該フィリピン人看護師及び介護福祉士を雇用することが望ましい。
- (2) 就学コースにより国家資格を取得したフィリピン人介護福祉士は、原則として、受入れ施設の支援を受けながら養成研修を修了した後の就職先を確保することとなるが、本人が希望した場合には、事業団が就職先を紹介することができる。

2 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」について

指針第三の一の3及び二の3に関し、フィリピン人看護師及び介護福祉士が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける」かどうかは、それぞれフィリピン人看護師及び介護福祉士を受け入れる病院及び介護施設等において、当該フィリピン人看護師及び介護福祉士と同様の職務に従事する日本人看護師及び介護福祉士と比較するものであること。

二 フィリピン人看護師の就労